

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2018年 7月 31日

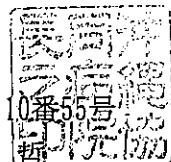
那覇市長 殿



提出者 沖縄協同病院

住所 那覇市古波蔵4丁目10番55号

氏名 院長 仲 程 正



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-853-1200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	沖縄協同病院
事業場の所在地	〒900-8558 沖縄県那覇市古波蔵4丁目10番55号
計画期間	2018年4月1日から2019年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数：280床
③ 従業員数	819名（2018年5月31日時点）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部署の塵埃室から専用カートで、一時保管庫へ運搬。 環境ソリューションが運搬及び処理を行い、倉敷産業、久和建創、イー・アール・シー高城にて最終処分。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照のこと

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（平成29年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排 出 量	91.361 t
t	
① 現状 (これまでに実施した取組) ・感染性、非感染性廃棄物の分別表の作成(見直し)と配布、 ニュースの配布 ・ラウンド時に現状の確認や指摘の実施 ・インターネットでの排出量の報告	
②計画 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 排 出 量 91 t t	
(今後実施する予定の取組) ・定期的なラウンドの実施 ・排出量の分析	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別管理産業廃棄物の分別を厳密に行っている
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別表を使用し、適正に分別を実施しているかの確認 ・研修の継続やラウンドでの分別状況の確認

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

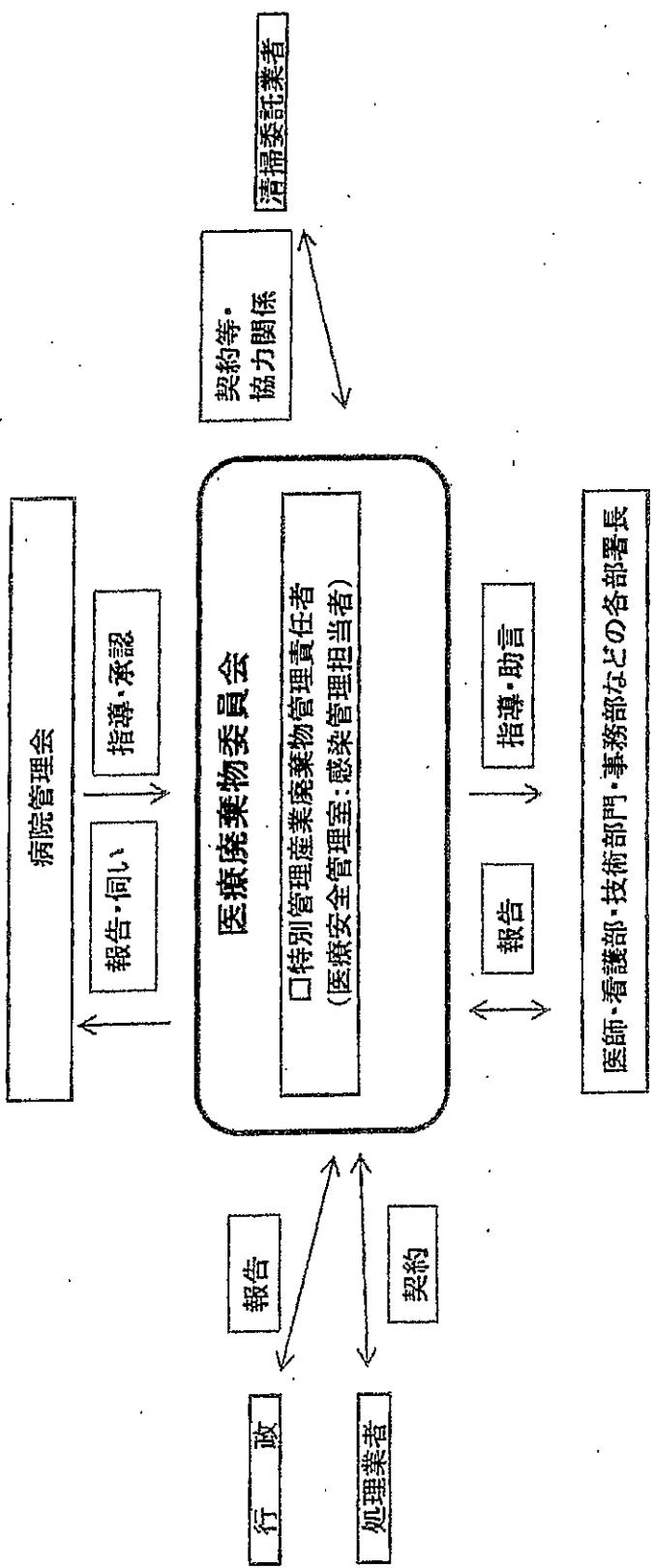
① 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	91.361 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の運搬・処理の状況確認			

(第5面)

【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	全処理委託量	91t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き委託業者の運搬・処理状況の確認を年1回行っていく</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。



口役割

<医療廃棄物委員会>

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者を中心とし、事業所の産業廃棄物の排出～処理までの適性化を図ることを目的に運営される。

<特別管理産業廃棄物管理責任者>

- ・産業廃棄物の排出・分別・梱包・処理等が適性にできるよう管理・指導等を行う。
- ・各部署に対する必要な知識・情報を周知する。

<各部署長>

- ・各部署にて産業廃棄物の適正な管理・分別を行う。
- ・問題を医療廃棄物委員会・特別管理産業廃棄物管理責任者へ報告し、協同で改善を図る。
- ・処理・運搬業者との契約、マニュフェストの保存等(総務課)。